

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇人委規則 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十九号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二年十二月鳥取県条例第二十五号。以下「平成二年改正条例」という。)に基づき、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する必要な事項を定めるものとする。

(最高号給等職員の号給等の切替え)

第二条 平成二年改正条例附則第四項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)のうち、平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は給料月額が別表第一のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(最高号給等職員の期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八

項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第十四項の規定をいう。以下同じ。）の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は給料月額からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

（特定の最高号給等職員の給料月額の切替え等）

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

（特定号給職員の期間の通算）

第五条 平成二年改正条例附則第三項に規定する職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、当該各号に定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

- 一 経過期間が六月以上九月未満である職員 三月
 - 二 経過期間が九月以上十二月未満である職員 六月
 - 三 経過期間が十二月以上である職員 九月
- （特定の職員の号給の切替え及び期間の通算等）

第六条 切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）が別表第二の号給欄のイ欄に掲げられている職員の切替日における号給は、旧号給の一号給上位の号給とし、これらの職員のうち次の各号に掲げる職員

に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、当該各号に定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

- 一 経過期間が六月以上九月未満である職員 三月
- 二 経過期間が九月以上十二月未満である職員 六月
- 三 経過期間が十二月以上である職員 九月

2 旧号給が別表第二の号給欄のロ欄に掲げられている職員のうち、切替日において当該号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下同じ。）が六月以上である職員の切替日における号給は、旧号給の一号給上位の号給とし、これらの職員のうち次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、当該各号に定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

- 一 経過期間が九月以上十二月未満である職員 三月
- 二 経過期間が十二月以上である職員 六月

3 旧号給が別表第二の号給欄のハ欄に掲げられている職員（人事委員会の定める職員を除く。次項において同じ。）のうち、切替日において当該号給を受けていた期間が九月以上である職員の切替日における号給は、旧号給の一号給上位の号給とし、これらの職員のうち経過期間が十二月以上である職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、三月をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

4 旧号給が別表第二の号給欄のロ欄又はハ欄に掲げられている職員（前

二項の規定により切替日における号給を決定された職員を除く。) に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める期間を切替日においてその者が当該号給を受けていた期間とする。

一 旧号給が別表第二の号給欄のロ欄に掲げられている職員で切替日において当該号給を受けていた期間が六月未満であるもの 九月

二 旧号給が別表第二の号給欄のハ欄に掲げられている職員で切替日において当該号給を受けていた期間が六月未満であるもの 六月

三 旧号給が別表第二の号給欄のニ欄に掲げられている職員で切替日において当該号給を受けていた期間が六月以上九月未満であるもの 九月

月
5 旧号給が別表第二の号給欄のニ欄に掲げられている職員で切替日において旧号給を受けていた期間が三月未満であるものうち、人事委員会の定める職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、切替日において当該号給を受けていた期間に三月を加えた期間を切替日においてその者が当該号給を受けていた期間とする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1	2	3	4	5	6	7
級	級	級	級	級	級	級
旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等
新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等
16号給 円 154,100	19号給 円 209,900	30号給 円 282,100	28号給 円 331,500	26号給 円 348,100	24号給 円 381,600	22号給 円 391,100
16号給 円 164,200	19号給 円 217,900	30号給 円 282,100	28号給 円 331,500	26号給 円 348,100	24号給 円 381,600	22号給 円 391,100
155,700	211,900	284,300	333,900	350,900	385,200	394,800
157,300	213,900	286,500	336,300	352,700	388,800	398,500
158,900	215,900	288,700	338,700	356,500	392,400	402,200
160,500	217,900	290,900	341,100	359,300	396,000	405,900
170,600	225,900	298,200	349,300	367,500	397,000	406,900
		300,400	351,700	370,300	400,600	410,600
		303,800	354,500	370,300	400,600	411,600
		306,000	356,900	370,300	400,600	411,600
		308,200	359,300	370,300	400,600	411,600
		310,400	361,700	370,300	400,600	411,600
		312,600	364,100	370,300	400,600	411,600
		314,800	366,500	370,300	400,600	411,600
		317,000	368,900	370,300	400,600	411,600
		319,200	371,300	370,300	400,600	411,600
		321,400	373,700	370,300	400,600	411,600
		323,600	376,100	370,300	400,600	411,600
		325,800	378,500	370,300	400,600	411,600
		328,000	380,900	370,300	400,600	411,600
		330,200	383,300	370,300	400,600	411,600
		332,400	385,700	370,300	400,600	411,600
		334,600	388,100	370,300	400,600	411,600
		336,800	390,500	370,300	400,600	411,600
		339,000	392,900	370,300	400,600	411,600
		341,200	395,300	370,300	400,600	411,600
		343,400	397,700	370,300	400,600	411,600
		345,600	400,100	370,300	400,600	411,600
		347,800	402,500	370,300	400,600	411,600
		350,000	404,900	370,300	400,600	411,600
		352,200	407,300	370,300	400,600	411,600
		354,400	409,700	370,300	400,600	411,600
		356,600	412,100	370,300	400,600	411,600
		358,800	414,500	370,300	400,600	411,600
		361,000	416,900	370,300	400,600	411,600
		363,200	419,300	370,300	400,600	411,600
		365,400	421,700	370,300	400,600	411,600
		367,600	424,100	370,300	400,600	411,600
		369,800	426,500	370,300	400,600	411,600
		372,000	428,900	370,300	400,600	411,600
		374,200	431,300	370,300	400,600	411,600
		376,400	433,700	370,300	400,600	411,600
		378,600	436,100	370,300	400,600	411,600
		380,800	438,500	370,300	400,600	411,600
		383,000	440,900	370,300	400,600	411,600
		385,200	443,300	370,300	400,600	411,600
		387,400	445,700	370,300	400,600	411,600
		389,600	448,100	370,300	400,600	411,600
		391,800	450,500	370,300	400,600	411,600
		394,000	452,900	370,300	400,600	411,600
		396,200	455,300	370,300	400,600	411,600
		398,400	457,700	370,300	400,600	411,600
		400,600	460,100	370,300	400,600	411,600
		402,800	462,500	370,300	400,600	411,600
		405,000	464,900	370,300	400,600	411,600
		407,200	467,300	370,300	400,600	411,600
		409,400	469,700	370,300	400,600	411,600
		411,600	472,100	370,300	400,600	411,600
		413,800	474,500	370,300	400,600	411,600
		416,000	476,900	370,300	400,600	411,600
		418,200	479,300	370,300	400,600	411,600
		420,400	481,700	370,300	400,600	411,600
		422,600	484,100	370,300	400,600	411,600
		424,800	486,500	370,300	400,600	411,600
		427,000	488,900	370,300	400,600	411,600
		429,200	491,300	370,300	400,600	411,600
		431,400	493,700	370,300	400,600	411,600
		433,600	496,100	370,300	400,600	411,600
		435,800	498,500	370,300	400,600	411,600
		438,000	500,900	370,300	400,600	411,600
		440,200	503,300	370,300	400,600	411,600
		442,400	505,700	370,300	400,600	411,600
		444,600	508,100	370,300	400,600	411,600
		446,800	510,500	370,300	400,600	411,600
		449,000	512,900	370,300	400,600	411,600
		451,200	515,300	370,300	400,600	411,600
		453,400	517,700	370,300	400,600	411,600
		455,600	520,100	370,300	400,600	411,600
		457,800	522,500	370,300	400,600	411,600
		460,000	524,900	370,300	400,600	411,600
		462,200	527,300	370,300	400,600	411,600
		464,400	529,700	370,300	400,600	411,600
		466,600	532,100	370,300	400,600	411,600
		468,800	534,500	370,300	400,600	411,600
		471,000	536,900	370,300	400,600	411,600
		473,200	539,300	370,300	400,600	411,600
		475,400	541,700	370,300	400,600	411,600
		477,600	544,100	370,300	400,600	411,600
		479,800	546,500	370,300	400,600	411,600
		482,000	548,900	370,300	400,600	411,600
		484,200	551,300	370,300	400,600	411,600
		486,400	553,700	370,300	400,600	411,600
		488,600	556,100	370,300	400,600	411,600
		490,800	558,500	370,300	400,600	411,600
		493,000	560,900	370,300	400,600	411,600
		495,200	563,300	370,300	400,600	411,600
		497,400	565,700	370,300	400,600	411,600
		499,600	568,100	370,300	400,600	411,600
		501,800	570,500	370,300	400,600	411,600
		504,000	572,900	370,300	400,600	411,600
		506,200	575,300	370,300	400,600	411,600
		508,400	577,700	370,300	400,600	411,600
		510,600	580,100	370,300	400,600	411,600
		512,800	582,500	370,300	400,600	411,600
		515,000	584,900	370,300	400,600	411,600
		517,200	587,300	370,300	400,600	411,600
		519,400	589,700	370,300	400,600	411,600
		521,600	592,100	370,300	400,600	411,600
		523,800	594,500	370,300	400,600	411,600
		526,000	596,900	370,300	400,600	411,600
		528,200	599,300	370,300	400,600	411,600
		530,400	601,700	370,300	400,600	411,600
		532,600	604,100	370,300	400,600	411,600
		534,800	606,500	370,300	400,600	411,600
		537,000	608,900	370,300	400,600	411,600
		539,200	611,300	370,300	400,600	411,600
		541,400	613,700	370,300	400,600	411,600
		543,600	616,100	370,300	400,600	411,600
		545,800	618,500	370,300	400,600	411,600
		548,000	620,900	370,300	400,600	411,600
		550,200	623,300	370,300	400,600	411,600
		552,400	625,700	370,300	400,600	411,600
		554,600	628,100	370,300	400,600	411,600
		556,800	630,500	370,300	400,600	411,600
		559,000	632,900	370,300	400,600	411,600
		561,200	635,300	370,300	400,600	411,600
		563,400	637,700	370,300	400,600	411,600
		565,600	640,100	370,300	400,600	411,600
		567,800	642,500	370,300	400,600	411,600
		570,000	644,900	370,300	400,600	411,600
		572,200	647,300	370,300	400,600	411,600
		574,400	649,700	370,300	400,600	411,600
		576,600	652,100	370,300	400,600	411,600
		578,800	654,500	370,300	400,600	411,600
		581,000	656,900	370,300	400,600	411,600
		583,200	659,300	370,300	400,600	411,600
		585,400	661,700	370,300	400,600	411,600
		587,600	664,100	370,300	400,600	411,600
		589,800	666,500	370,300	400,600	411,600
		592,000	668,900	370,300	400,600	411,600
		594,200	671,300	370,300	400,600	411,600
		596,400				

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 313,400	33号給 円 323,800	36号給 円 346,000	36号給 円 357,200	35号給 円 373,100	35号給 円 385,700	30号給 円 384,100	30号給 円 396,600	26号給 円 395,000	26号給 円 407,300	24号給 円 417,300	24号給 円 430,200	22号給 円 425,100	22号給 円 438,200
316,000	326,400	348,700	359,900	376,000	388,600	387,100	399,600	398,200	410,500	420,900	433,800	428,800	441,900
318,600	329,000	351,400	362,600	378,900	391,500	390,100	402,600	401,400	413,700	424,500	437,400	432,500	445,600
321,200	331,600	354,100	365,300	381,800	394,400	393,100	405,600	404,600	416,900	428,100	441,000	436,200	449,300
323,800	334,200	356,800	368,000	384,700	397,300	396,100	408,600	407,800	420,100	431,700	444,600	439,900	453,000

8 級		9 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 444,900	21号給 円 458,600	18号給 円 458,800	18号給 円 472,900
448,700	462,400	462,900	477,000
452,500	466,200	467,000	481,100
456,300	470,000	471,100	485,200
460,100	473,800	475,200	489,300

ハ、教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円 321,000	40号給 円 331,900	36号給 円 411,900	36号給 円 424,600	24号給 円 461,200	24号給 円 475,200	15号給 円 481,900	15号給 円 496,500
323,200	334,100	414,900	427,600	465,400	479,400	486,500	501,100
325,400	336,300	417,900	430,600	469,600	483,600	491,100	505,700
327,600	338,500	420,900	433,600	473,800	487,800	495,700	510,300
329,800	340,700	423,900	436,600	478,000	492,000	500,300	514,900

ニ、教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 277,600	33号給 円 287,000	39号給 円 398,600	39号給 円 411,000	28号給 円 429,500	28号給 円 442,800	15号給 円 456,000	15号給 円 470,000
279,700	289,100	401,200	413,600	432,500	445,800	460,100	474,100
281,800	291,200	403,800	416,200	435,500	448,800	464,200	478,200
283,900	293,300	406,400	418,800	438,500	451,800	468,300	482,300
286,000	295,400	409,000	421,400	441,500	454,800	472,400	486,400

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 271,600	32号給 円 280,800	31号給 円 334,300	31号給 円 345,000	27号給 円 400,400	27号給 円 412,900	24号給 円 448,100	24号給 円 461,800	23号給 円 533,900	23号給 円 550,200
274,100	283,300	337,500	348,200	403,900	416,400	452,100	465,800	538,100	554,400
276,600	285,800	340,700	351,400	407,400	419,900	456,100	469,800	542,300	558,600
279,100	288,300	343,900	354,600	410,900	423,400	460,100	473,800	546,500	562,800
281,600	290,800	347,100	357,800	414,400	426,900	464,100	477,800	550,700	567,000

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 364,500	21号給 円 376,200	26号給 円 470,700	26号給 円 485,500	26号給 円 525,000	26号給 円 541,100	20号給 円 556,800	20号給 円 573,800
367,600	379,300	474,400	489,200	529,300	545,400	561,600	578,600
370,700	382,400	478,100	492,900	533,600	549,700	566,400	583,400
373,800	385,500	481,800	496,600	537,900	554,000	571,200	588,200
376,900	388,600	485,500	500,300	542,200	558,300	576,000	593,000

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等
29号給 円 206,500	26号給 円 264,900	26号給 円 274,000	28号給 円 327,900	28号給 円 341,000	25号給 円 344,500	25号給 円 358,400
28号給 円 214,400	26号給 円 267,100	28号給 円 330,300	29号給 円 341,000	25号給 円 347,300	26号給 円 358,400	23号給 円 389,200
208,500	216,400	276,200	276,200	343,400	350,100	361,200
210,500	218,400	269,300	278,400	332,700	350,100	361,200
212,500	220,400	271,500	280,600	335,100	352,900	364,000
214,500	222,400	273,700	282,800	337,500	355,700	366,800
新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等
20号給 円 413,800	20号給 円 426,500	17号給 円 450,400	17号給 円 464,200	20号給 円 417,600	20号給 円 430,300	17号給 円 454,700
417,600	430,300	454,700	468,500	421,400	434,100	459,000
425,200	437,900	463,300	477,100	408,400	425,200	437,900
429,000	441,700	467,600	481,400	400,000	412,000	429,000
20号給 円 429,900	22号給 円 443,100	22号給 円 457,900	22号給 円 472,800	24号給 円 437,300	24号給 円 454,200	22号給 円 457,900

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等
36号給 円 303,200	36号給 円 315,600	31号給 円 346,100	31号給 円 357,100	28号給 円 355,900	28号給 円 367,200
262,000	274,100	348,600	359,600	358,500	369,800
264,200	276,300	348,600	359,600	358,500	369,800
266,400	278,500	351,100	362,100	361,100	372,400
268,600	280,700	353,600	364,600	363,700	375,000
270,800	282,900	356,100	367,100	366,300	377,600
新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等
36号給 円 303,200	37号給 円 315,600	31号給 円 346,100	31号給 円 357,100	28号給 円 355,900	28号給 円 367,200
303,200	315,600	346,100	357,100	355,900	367,200
305,600	318,000	348,600	359,600	358,500	369,800
308,000	320,400	351,100	362,100	361,100	372,400
310,400	322,800	353,600	364,600	363,700	375,000
312,800	325,200	356,100	367,100	366,300	377,600
36号給 円 303,200	37号給 円 315,600	31号給 円 346,100	31号給 円 357,100	28号給 円 355,900	28号給 円 367,200
303,200	315,600	346,100	357,100	355,900	367,200
305,600	318,000	348,600	359,600	358,500	369,800
308,000	320,400	351,100	362,100	361,100	372,400
310,400	322,800	353,600	364,600	363,700	375,000
312,800	325,200	356,100	367,100	366,300	377,600

別表第二(第六条関係)

給料表	職務の級	号			
		イ	ロ	ハ	ニ
行政職給料表	1 級	2から7まで	8	9	10
	2 級		2	3	4
公安職給料表	1 級	2から6まで	7	8	9
教育職給料表(イ)	1 級	2から6まで	7	8	9
	2 級		2	3	4
教育職給料表(ロ)	2 級	2から4まで	5	6	7
研究職給料表	1 級	2から7まで	8	9	10
医療職給料表(イ)	1 級	2から5まで	6	7	8
医療職給料表(ロ)	1 級	2から6まで	7	8	9
	2 級		2	3	4
医療職給料表(ハ)	2 級	2から4まで	5	6	7

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の六第二項中「同項第二号」を「第二号」に、「公務に基因するもの」を「公務上の負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。)」又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。))による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。以下同じ。))によるもの」に、「こえては」を「超えては」に改める。

第十条の二第一項第一号(1)中「第三条第十号の二」を「第三条第十号の二の規定による義務免除(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)」に、「第四条第十二号の二に掲げる期間中」を「第四条第十二号の二の規定による特別休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。))の期間中」に改め、同号(5)を次のように改める。

(5) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職

第十條の二第二項第一号(7)中「第十号の二の事由」を「同条第十号の二の事由(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)」に、「第十一号」を「同条第十一号」に、「復職の日から復職の日」を「同条第一項に規定する復職等の日から当該復職等の日」に改め、同号(8)中「第一号、第二号及び第十二号の二の事由」を「同条第一号及び第二号の事由、同条第十二号の二の事由(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)」に、「第十三号」を「同条第十三号」に、「復職の日から復職の日」を「同条第一項に規定する復職等の日から当該復職等の日」に改める。

第十三条第二号中「公務上の負傷又は疾病による場合」を「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるもの」に、「第三条第十号の二」を「第三条第十号の二の規定による義務免除(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)」に、「第四条第十二号の二の規定に該当して勤務しなかつた日」を「第四条第十二号の二の規定による特別休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)」により勤務しなかつた日」に改める。

第十七条第一項中「該当する」を「よる」に、「休暇の期間」を「義務免除若しくは特別休暇の期間」に改める。

別表第二職員の経験年数換算表の表中

公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休暇の期間

に改める。

公務上の負傷又は疾病による休暇の期間

別表第四中「一四六、五〇〇円」を「一六二、九〇〇円」に、「一二六、三〇〇円」を「一四三、一〇〇円」に、「一一三、五〇〇円」を「一二五、六〇〇円」に、「一〇六、六〇〇円」を「一一七、三〇〇円」に改める。

別表第五中「一九、五〇〇円」を「三二、四〇〇円」に改める。

別表第六中「一九四、二〇〇円」を「二〇九、七〇〇円」に、「一六三、三〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一六〇、四〇〇円」に、「一一一、五〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「一三八、五〇〇円」を「一五七、四〇〇円」に、「一一二、七〇〇円」を「一二四、四〇〇円」に改める。

別表第七中

一九四、二〇〇円
一六三、三〇〇円
一四〇、四〇〇円
一一一、五〇〇円
一九四、二〇〇円
一六三、三〇〇円
一四〇、四〇〇円
一一一、五〇〇円
一三八、五〇〇円
一一一、五〇〇円
一一二、七〇〇円

を

二〇九、七〇〇円
一八一、〇〇〇円
一六〇、四〇〇円
一三六、八〇〇円
二〇九、七〇〇円
一八一、〇〇〇円
一六〇、四〇〇円
一三六、八〇〇円
一五七、四〇〇円
一三五、六〇〇円
一二四、四〇〇円

に改める。

別表第八中「一九四、二〇〇円」を「二〇九、三〇〇円」に、「一七九、二〇〇円」を「一九四、一〇〇円」に、「一四八、八〇〇円」を「一六五、七〇〇円」に、「一二八、七〇〇円」を「一四五、五〇〇円」に、「一一三、七〇〇円」を「一二六、五〇〇円」に改める。

別表第九中「二七九、六〇〇円」を「二九八、八〇〇円」に、「二二二、九〇〇円」を「二四二、八〇〇円」に、「一八九、八〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一七九、九〇〇円」を「二〇〇、八〇〇円」に改める。

別表第十中「一三〇、六〇〇円」を「一四七、五〇〇円」に、「一三三、七〇〇円」を「一三九、二〇〇円」に、「一一四、一〇〇円」を「一二七、五〇〇円」に、「一一〇、二〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「一〇六、七〇〇円」を「一一七、五〇〇円」に、「一五〇、一〇〇円」を「一六六、三〇〇円」に改める。

別表第十一中「一四〇、四〇〇円」を「一五八、七〇〇円」に、「一三四、五〇〇円」を「一五一、六〇〇円」に、「一二八、五〇〇円」を「一四四、七〇〇円」に、「一一一、八〇〇円」を「一二三、五〇〇円」に改める。

別表第十二中

<p>給与条例第十二条の二第一号に規定する休職及び休職事由条例第二条各号の規定に該当する休職（同条第一号又は第三号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるものに限る。）、派遣職員の派遣並びに職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び教職員の休職規則第四条第十二号の規定による特別休職の期間</p>	<p>三分の三以内</p>
<p>給与条例第十二条の二第二号及び第三号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の二及び第十一号の規定による義務免除並びに教職員の休職規則第四条第十二号の二及び第十三号の規定による特別休職の期間</p>	<p>二分の一以内</p>

公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び休職事由条例第二条各号の規定に該当する休職（同条第一号又は第三号の規定に該当するものにあつ

を

<p>ては、人事委員会の定めるものに限る。()、派遣職員の派遣並びに職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び同条第十号の二の規定による義務免除(通勤による負傷又は疾病によるものに限る。)</p> <p>並びに教職員の休暇規則第四条第十二号の規定による特別休暇及び同条第十二号の二の規定による特別休暇(通勤による負傷又は疾病によるものに限る。)</p>	<p>三分の三以内</p>
<p>給与条例第十二条の二第二号及び第三号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の二の規定による義務免除(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)及び同条第十一号の規定による義務免除並びに教職員の休暇規則第四条第十二号の二の規定による特別休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)及び同条第十三号の規定による特別休暇の期間</p>	<p>二分の一以内</p>

に改める。

別表第十三研究職給料表の項一級の欄中「一二号給」を「一〇号給」に

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の六、第十条の二、第十三条、別表第二及び別表第十二の改正規定並びに附則第六項の規定は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定及び第十七条の改正規定を除く。)による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置等)

- 3 平成二年四月一日以後に新たに職員となり、職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二年十二月鳥取県条例第二十五号) 附則別表に定める職務の級その他人事委員会の定める職務の級に決定された者のうち、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 第四条又は第五条の規定の適用を受けることとなる職員で、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)の前日から、改正後の規則第四条又は第五条の規定による号給の号数から改正後の規則第三条の二本文の規定による号給(改正後の規則第四条第一項及び第五条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の額とすることができるとされている額並びに改正後の規則第四条第二項及び第五条第二項の規定により初任給基準表の初任給欄の額とすることとされている額に係る号給を除く。)の号数を差し引いた数の年数(以下「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成二年四月一

日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第四条又は第五条の規定にかかわらず、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日（人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める日。以下「採用されたとみなす日」という。）に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、採用されたとみなす日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三条の二本文の規定による号給（同規則第四条第一項及び第五条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の額とすることができるところとされている額並びに同規則第四条第二項及び第五条第二項の規定により初任給基準表の初任給欄の額とすることとされている額に係る号給を除くものとし、人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める号給とする。）を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給（以下「特例号給」という。）とする。ただし、特例号給が改正後の規則第四条又は第五条の規定による号給より二号給下位となる者の採用日における号給は、特例号給の一号給上位の号給とする。

4 前項本文の規定により号給を定められることとなる職員のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けることとなつたとみなすことのできる日が採用日前となる職員にあつては、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

5 附則第三項の規定により号給を定められることとなる職員については、改正後の規則第二十一条第一号から第三号まで及び第十三号の規定は適用しない。

6 改正後の規則第八条の六、第十条の二、第十三条、別表第二及び別表第十二の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の通勤による負傷又は疾病による休職並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号の二の規定による義務免除（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）及び県費負担教職員の休職に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）第四条第十二号の二の規定による特別休職（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）の期間（以下「休職等の期間」という。）について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「第三条第十号の場合」の下に「及び同条第十号の二の場合（通勤（地方公務員災害

補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（派遣職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。）により勤務しなかつた場合に限り。」を加える。

第十六条の二第二項中「公務上の災害」及び「業務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第二条 管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「勤務しなかつた場合（）」の下に「給与条例第十二条の二第一号の場合、」を加え、「及び」を「の場合及び同条第十号の二の場合（通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。以下同じ。）により勤務しなかつた場合に限る。）並びに」に、「第四条第十二号の規定に該当して勤務しなかつた場合」を「第四条第十二号の場合及び同条第十二号の二の場合（通勤による負傷又は疾病により勤務しなかつた場合に限る。）」に改める。

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第三条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「又は疾

病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病」に改める。

第九条の八第三号ハ中「又は疾病にかかったため」を「若しくは疾病にかかったため、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったため」に改める。

（警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第四条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改める。

（産業教育手当の支給に関する規則の一部改正）

第五条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び」を「並びに」に改め、「第三条第十号の場合」の下に「及び同条第十号の二の場合（通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。）により勤務しなかつた場合に限る。）」を加える。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第六条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月

鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十六条の二の規定は、この規則の施行の際職員の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号)第二条第三号の規定に該当して休職にされている職員でその原因である災害が通勤による災害と認められるものこの規則の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,034円。ただし、1号給 1,822円
2号給 1,912円
3号給 2,007円

を 2,034円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十三号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	265,000 ^円	236,000 ^円	195,000 ^円	148,000 ^円	94,000 ^円	47,000 ^円
1年以上2年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	47,000
2年以上3年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	47,000
3年以上4年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	47,000
4年以上5年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	47,000
5年以上6年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	47,000
6年以上7年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	45,200
7年以上8年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	43,400
8年以上9年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	41,600
9年以上10年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	39,800
10年以上11年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	38,000
11年以上12年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	36,200
12年以上13年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	34,400
13年以上14年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	32,600
14年以上15年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	31,200
15年以上16年未満	265,000	236,000	195,000	148,000	94,000	29,800
16年以上17年未満	260,600	232,000	191,700	145,400	92,400	28,400
17年以上18年未満	256,200	228,000	188,400	142,800	90,800	27,000
18年以上19年未満	251,800	224,000	185,100	140,200	89,200	25,600
19年以上20年未満	247,400	220,000	181,800	137,600	87,600	24,200
20年以上21年未満	243,000	216,000	178,500	135,000	86,000	22,800
21年以上22年未満	233,500	207,800	172,200	130,100	82,800	22,100
22年以上23年未満	224,000	199,600	165,900	125,200	79,600	21,400
23年以上24年未満	214,500	191,400	159,600	120,300	76,400	20,700
24年以上25年未満	205,000	183,200	153,300	115,400	73,200	20,000
25年以上26年未満	195,500	175,000	147,000	110,500	70,000	19,300
26年以上27年未満	182,600	163,300	137,400	103,300	65,700	18,600
27年以上28年未満	169,700	151,600	127,800	96,100	61,400	17,900
28年以上29年未満	156,800	139,900	118,200	88,900	57,100	17,400
29年以上30年未満	143,900	128,200	108,600	81,700	52,800	16,900
30年以上31年未満	129,100	115,100	98,100	73,700	48,300	16,400
31年以上32年未満	114,300	102,000	87,600	65,700	43,800	15,900
32年以上33年未満	99,500	88,900	77,100	57,700	39,300	15,400
33年以上34年未満	76,400	70,000	61,700	47,200	32,600	14,900
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	14,400

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十四号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを削り、同条第一項中「第十六条の四第二項」を「第十六条の四第四項」に改め、同条第二項中「第十六条の四第二項」を「第十六条の四第四項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（加算を受ける職員及び加算割合）

第二条の二 条例第十六条の四第四項の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が四級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第一の職員欄に掲げる

職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。

2 条例第十六条の四第四項の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第一の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第四条の二を削る。

第六条中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第八条第二項第四号中「第三条第十号の二に掲げる事由」の下に「（通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病（派遣職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。以下この号において同じ。）によるものを除く。）」を、「第四条第十二号の二に掲げる事由」の下に「（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）」を加える。

第十一条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第十二条 条例第十六条の四第二項の期末手当基礎額又は条例第十六条の五第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第二条の二関係）

公安職給料表		行政職給料表					給料表		
職務の級四級の職員	職務の級五級及び四級の職員並びに三級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	職務の級七級及び六級の職員	職務の級九級及び八級の職員	職務の級五級及び四級の職員	職務の級七級及び六級の職員	職務の級九級及び八級の職員	職務の級十一級及び十級の職員	職員	加算割合
百分の十五（人事委員会が別に定める職員にあつては百分の二十）	百分の五	百分の十	百分の十五	百分の五	百分の十	百分の十五	百分の二十		

医療職給料表(一)		研究職給料表			教育職給料表(一)		
職務の級二級の職員	職務の級一級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	職務の級四級及び三級の職員	職務の級二級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	職務の級五級の職員	職務の級三級の職員	職務の級二級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	職務の級三級の職員
百分の十	百分の五	百分の十五（職務の級四級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては百分の二十）	百分の五	百分の十	百分の十五（人事委員会が別に定める職員にあつては百分の二十）	百分の十	百分の十

医療職給料表(一)		医療職給料表(二)	
員に限る。)	職務の級七級及び六級の職員	職務の級五級の職員	職務の級四級及び三級の職員
	百分の十五	百分の十	百分の五
医療職給料表(三)		医療職給料表(四)	
員に限る。)	職務の級三級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	職務の級五級及び四級の職員	職務の級六級の職員
	百分の五	百分の十	百分の十五

備考

1 給料表の適用を異にして異動した職員(異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。)で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に百分の五を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2 1に定めるもののほか、この表に掲げられている職員で、他の職員との均衡を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、当該職員に係る加算割合に百分の五を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第二項第四号の改正規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び附則第四項の規定による改正後の調整手当に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 平成三年六月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第八条第二項第四号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

(調整手当に関する規則の一部改正)

4 調整手当に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十六条の四第二項及び第十六条の五第二項前段」を「第十六条の四第三項及び第四項並びに第十六条の五第三項」に改める。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	1	4,800 円	5,200 円	9,400 円	15,000 円
-------	---	---------	---------	---------	----------

を

1	— 円	— 円	9,400 円	15,000 円
---	-----	-----	---------	----------

に

改める。

別表第二中	1	4,800 円	6,000 円	11,100 円	15,000 円
-------	---	---------	---------	----------	----------

を

1	— 円	— 円	11,100 円	15,000 円
---	-----	-----	----------	----------

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十六号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六千円」を「六千三百円」に改め、同条第一号中「八百円」を「九百円」に改め、同条第二号中「千九百円」を「千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十七号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

39.1
30.2
19.8
14.4
12.0
9.1
8.7

を

40.4
31.2
20.5
14.9
12.4
9.4
9.0

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。